

猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設屋内運動場
公募型プロポーザル方式空調整備事業

実施要領書

猪名川町

令和 8 年 4 月

目次

第1条. 概要 … P.1

第2条. 入札参加資格 … P.2

第3条. 契約形態 … P.2

第4条. 業務履行期間 … P.2

第5条. 提案上限額 … P.2

第6条. 費用の負担 … P.3

第7条. 町から貸与可能な参考資料 … P.3

第8条. 募集および事業開始までのスケジュール … P.3

第9条. 企画提案に関する留意事項 … P.4

第10条. スケジュールに関する詳細事項 … P.4

第11条. 法令順守等 … P.9

第12条. 情報公開および提供 … P.9

第13条. その他 … p.9

【別表 1】 … P.12

【別表 2】 … P.13

第1条. 概要

- (1) 委託番号 令8猪教振第1号
- (2) 業務名 猪名川町立猪名川小学校ほか7施設屋内運動場公募型プロポーザル方式空調整備事業
- (3) 施工場所 猪名川町柏梨田字イハノ谷11番地 ほか
- (4) 工事期限 令和9(2027)年12月24日(金)限り
- (5) 事業目的

本事業は、近年の猛暑による熱中症リスクの低減を図り、児童・生徒の健康と安全を確保するとともに、平常時の教育活動の質の向上および災害時における地域住民の避難所機能の強化を目的として、町立小・中学校屋内運動場に空調設備を整備するものである。限られた期間内に全対象施設の整備を完了するため、価格に加え、施工体制や技術力、実績、調整・連携能力等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業は、猪名川町立猪名川小学校ほか7施設【別表1】(以下「対象施設」という。)を対象に、空調設備等の整備に関する提案を公募し、優秀な提案を行った事業者(以下「選定事業者」という。)を選定の上、契約を締結し、提案内容に基づきデザインビルド方式による、設計・施工管理・施工を実施するものである。業務内容の詳細は、別添の猪名川町立猪名川小学校ほか7施設屋内運動場公募型プロポーザル方式空調整備事業要求水準書(以下「要求水準」という。)を参照すること。

なお、事業者は単独または複数事業者による構成を可とし、本要領等に記載のない事項については、質問への回答により対応する。

ア. 現地調査、設計業務

- ▶ 屋内運動場等の空調設備設置に係る設計業務(設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成)
- ▶ その他附属する業務

イ. 屋内運動場等の空調設備の設置業務

- ▶ 空調設備の施工業務
- ▶ 安全対策
- ▶ その他附属する業務

ウ. 施工監理業務

- ▶ 屋内運動場等の空調設備設置に係る施工監理業務(監理書類作成、品質管理等)
- ▶ その他附属する業務

エ. 前3号に掲げるもののほか、業務遂行上必要な業務

第2条. 入札参加資格

参加者は、次の要件を満たす事業者又は複数の事業者の共同企業体(以下「グループ」という。)とする。グループによる参加の場合は、参加やその他の手続を代表して行う事業者(以下「代表事業者」という。)を定めるものとする。代表事業者は町との窓口となり、参加手続等を含む一切の手続を行うものとし、各構成員は連帯して事業遂行の責任を負うものとする。

なお、事業者又は代表事業者は、次の各号の要件をすべて満たし、本事業に参加することとする。

- ア. 令和7年度・令和8年度猪名川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ. 本業務の公告時点において、猪名川町・芦屋市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・西宮市(以下「阪神間」という。)又は神戸市、大阪市、東大阪市より以北(以下「大阪府北部」という。)に本店を有する者、または阪神間又は神戸市、大阪府北部に支店、営業所等を有し、当該支店等に契約締結権限を有する代理人を置いている者であること。
- ウ. 本工事の公告時点において、猪名川町指名競争入札参加資格登録業種に「建築一式」又は「管工事」で登録されていること。
- エ. 猪名川町において指名停止期間中でないこと。
- オ. 法人税又は所得税等を滞納していないこと。
- カ. 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- キ. エ、オ、カはグループの構成員にも適用される。

第3条. 契約形態

プロポーザル審査の結果により選定事業者を決定し契約書を締結するものとする。

- (1) 猪名川町立猪名川小学校ほか7施設屋内運動場空調設備等設置工事(設計・施工)請負契約

なお、当該契約は、令和8年6月24日(水)に仮契約を行い、同年7月上旬に本契約を締結する予定とする。

第4条. 業務履行期間

- (1) 契約締結日から令和9年12月24日(金)までとする。
- (2) 設計業務の進捗を踏まえ、協議により決定する。
- (3) 工事請負期間には、竣工図書の提出までを含むものとする。

第5条. 提案上限額

264,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)

第6条. 費用の負担

本事業における町および選定事業者の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 町の負担

- 選定事業者が実施する各種調査・設計・施工監理・施工費等、空調設備の整備および引渡しに必要な費用

(2) 選定事業者の負担

- 前号に定める町の負担を除き、町が空調設備等の引渡しを受けるまでに要する本事業の実施に係るすべての費用

第7条. 町から貸与可能な参考資料

本事業の検討にあたり、町が貸与できる参考資料は、次のとおりとする。

なお、資料の貸与は本事業への参加資格を有する事業者に限って参加資格審査結果通知後に電子メールにて配布を行い、当該資料は本事業の検討目的のみに使用するものとする。

貸与資料については、関係者以外への配布を禁止するとともに、取扱いには十分留意すること。また、使用目的が終了した後は、当該資料のデータを速やかに消去するものとする。

(1) 猪名川町立小・中学校屋内運動場竣工図面(以下「竣工図面」という。)

(2) その他、町が必要と認める資料

第8条. 募集および事業開始までのスケジュール

項目	日程	備考
① 実施要領等の公表・配布	令和8年4月1日(水)	
② 参加表明書の提出期限	令和8年4月8日(水)	
③ 参加資格審査結果通知	令和8年4月14日(火)	
④ 現地視察申請の受付期限(参加資格者のみ)	令和8年4月16日(木)	
⑤ 現地視察期間	令和8年4月20日(月)から 令和8年4月24日(金)まで	
⑥ 実施要領等に関する質問書の受付期限	令和8年5月1日(金)	
⑦ 実施要領等に関する質問への回答・公表	令和8年5月15日(金)	
⑧ 企画提案書の提出期限	令和8年6月3日(水)	
⑨ プレゼンテーションおよびヒアリングの実施	令和8年6月12日(金)	※1
⑩ 選定事業者の決定・通知・公表	令和8年6月18日(木)	※2
⑪ 仮契約の締結	令和8年6月24日(水)	
⑫ 本契約の締結予定	令和8年7月上旬予定	

※1 場所:兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1 猪名川町役場 第2庁舎 2F 委員会室(予定)

※2 審査結果については、町ホームページ(以下「ホームページ」という。)にて公表する。

第9条. 企画提案に関する留意事項

(1) 費用負担

- ▶ プロポーザル参加に要する一切の費用は応募者の負担とし、参加により生じた損害等について、町は責任を負わないものとする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

- ▶ 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、受注者となった場合は町に帰属するものとします。提出書類は返却せず、町は選定に必要な範囲で複製・使用できるものとする。

(3) 知的財産権等

- ▶ 提案内容に関連する特許権等の第三者の権利に関して生じる責任は、すべて応募者が負うものとする。

(4) 町提供資料の取扱い

- ▶ 町が提供する資料および応募に際して知り得た情報は、本事業以外の目的で使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 提出書類の変更および虚偽

- ▶ 参加意思表示後の提出書類の変更は原則として認めない。ただし、町が必要と認めた場合を除く。なお、提出書類に虚偽があると判断された場合は失格とする。

(6) 提出書類の受理

- ▶ 提出期限、提出方法又は本要領に適合しないもの、もしくは必要事項の記載がないものは受理しない。

第10条. スケジュールに関する詳細事項

(1) プロポーザル募集公告

ア. 公表方法

- ▶ 公募型プロポーザルによる募集公告を町ホームページおよび猪名川町役場掲示板に掲載し、公募する。なお、本要領、要求水準、猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設屋内運動場公募型プロポーザル方式空調整備事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）、様式集等は、公募期間内において、ホームページで公表する。

イ. 公表資料

- ▶ 「本要領」、「要求水準」、「事業者選定基準」、「様式集」
- ▶ 「竣工図面(参加有資格者のみに電子メールにて送付)」

(2) 参加表明

- ア. 提出期間 本募集公告の日から令和 8 年 4 月 8 日(水)正午まで
- イ. 提出方法 持参又は郵送(持参の場合、受付は月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)) (書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)
- ウ. 提出書類・部数

様式番号	書類名	部数
様式第 1 号	参加表明書(単独企業用)	正 1 部
様式第 2 号 1	参加表明書(共同企業体用)	正 1 部
様式第 2 号 2	共同企業体協定届出書	正 1 部
様式第 3 号 1	提案者概要書	正 1 部
様式第 3 号 2	提案者概要書(同種業務実績)	正 1 部
様式第 4 号	実施体制調書	正 1 部
様式第 5 号	質問書	電子メール
様式第 6 号	参加辞退書	正 1 部

- エ. 提出先 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野北畑 11-1
猪名川町教育委員会事務局教育振興課
- オ. 審査結果 参加資格の審査結果は、令和 8 年 4 月 14 日(火)に通知する。
- カ. 参加辞退 参加表明書提出後、都合により参加を辞退する場合は、令和 8 年 6 月 8 日(月)までに参加辞退書(様式第 6 号)により提出先へ持参又は郵送で届け出ること。(持参の場合、受付は月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)) (書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)

(3) 現地視察申請の受付

- ア. 提出期間 本募集公告の日から令和 8 年 4 月 16 日(木)午後 5 時まで
- イ. 申請方法 電子メールで希望日および担当者連絡先を提示すること。(任意様式)
- ウ. 提出先 猪名川町教育委員会事務局教育振興課
電子メールアドレス kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp
- エ. 回答 教育振興課より担当者宛に電子メールにて視察日を令和 8 年 4 月 17 日(金)午後 5 時までに回答する。

(4) 質問書の受付

- ア. 提出期間 本募集公告の日から令和 8 年 5 月 1 日(金)正午まで
- イ. 提出方法 電子メールで提出すること。
- ウ. 提出書類 質問書(様式 5 号)
- エ. 提出先 猪名川町教育委員会事務局教育振興課
電子メールアドレス kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp

オ. 回 答 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 15 日(金)午後 5 時までにはホームページへの掲載により行うものとする。なお、質問に対する回答をもって、本要領等の補完・追加・修正とする。

(5) 企画提案書の提出

ア. 提出期間 令和 8 年 6 月 3 日(水)正午まで

イ. 提出方法 持参又は郵送(持参の場合、受付は月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。))(書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)

ウ. 提出書類・部数

様式番号	書類名	部数
様式第 7 号	企画提案提出書	正 1 部、副 5 部
様式第 8 号	提案価格書	正 1 部、副 5 部
企画提案書類	企画提案書 1「事業実施基本方針、実施体制」	正 1 部、副 5 部
	企画提案書 2「設計および施工スケジュール」	
	企画提案書 3「学校現場に配慮した施工時の安全対策と学校運営への配慮」	
	企画提案書 4「地域経済への貢献」	
	企画提案書 5「機器選定理由」	
	企画提案書 6「学校現場に配慮した整備計画」	
	企画提案書 7「維持管理に関する配慮」	
	企画提案書 8「環境負荷軽減への配慮」	
	企画提案書 9「災害時の避難所としての特徴」	
	企画提案書 10「その他の提案」	

- ★ 副本について町が別途定める場合を除き、全ての書類において応募者が特定されないよう配慮すること。
- ★ 提出サイズはA4 サイズを基本とし、A3 用紙を添付の場合はZ折りとすること。
- ★ 様式第 7 号、様式第 8 号、企画提案書類の提出部数は、正本 1 部、副本 5 部、正本のデータ一式とする。1 部ごとにA4 縦長フラットファイルに綴じた上で、表紙に「猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設屋内運動場公募型プロポーザル方式空調整備事業(企画提案書)」と明示すること。なお、正本のみ、その下に応募者名を明示すること。

エ. 提出先 (正本・副本A4 縦長フラットファイル)

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野北畑 11-1

猪名川町教育委員会事務局教育振興課

オ. 提出先 (正本のデータ一式)

様式第 7 号、様式第 8 号、企画提案書を、PDF 形式にしたものを電子メールにて提出

電子メールアドレス kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp

カ. 応募に当たっての留意事項

- ▶ 応募者は、本要領の記載内容および質問に対する回答を承諾した上で応募すること。
- ▶ 公正な応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。
- ▶ 公募の中止・延期公募が公正に実施することができないと認められる場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- ▶ 応募の無効
次のいずれかに該当する応募は、無効とする。
 - ・ 応募資格がない者による応募・代表事業者以外の者による応募
 - ・ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
 - ・ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ・ 応募者およびその代理人が行った 2 つ以上の応募
 - ・ その他募集に関する条件に違反した応募

キ. 提出物の取扱い

- ▶ 提出された企画提案書については、返却しない。
- ▶ 応募者に無断で、提案書の内容を第三者へ公開しない。
- ▶ 町は、プロポーザル以外の用途に使用しない。

ク. その他

- ▶ 企画提案書の作成および応募のため、町から提供のあった資料に関して、企画提案書の作成および応募の検討以外の目的で使用してはならない。また、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ▶ 提出された資料および提案内容において、明らかに他自治体等への提出目的のために作成されたと認められる文言、内容であると判断され、その程度が著しく多いものは、極めて不誠実と認め、失格になる場合がある。

(6) 審査会

審査会は、次のとおり実施する。

- ア. 実施時間および会場は、後日個別に通知する。応募者の都合による変更はできない。
- イ. 出席者は、4 人までとする。
- ウ. プレゼンテーションの発表者又は質疑応答者に、指定はない。
- エ. 応募者は、提案書に基づき、20 分以内でプレゼンテーション形式等での説明を行う。質疑応答時間は、15 分以内とする。
- オ. パワーポイント等で説明を行う場合に必要大型モニター、マイク、コンセントおよび電源は会場に準備するので、これら以外に必要な備品は応募者で用意すること。

- カ. プレゼンテーションおよびヒアリング当日に連絡なく欠席又は開始時間を 15 分以上遅延した場合は、辞退とみなす。ただし、公共交通機関の遅れが原因で、連絡ができない状況によりやむを得ず遅延となった場合において、その事実が確認された場合に限り、選考委員会の決定により再度日時を設定する。
- キ. 前各号に掲げるもののほか、全て選考委員会の決定による。

(7) 審査結果通知

ア. 選定事業者の決定

- ▶ 町は、中立かつ公正に事業者を選定するため、選考委員会を設置するものとする。
- ▶ 評価方法については、別紙「事業者選定基準」に定めるところによる。
- ▶ 選定結果は、令和 8 年 6 月 18 日(木)に書面にて通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、選定結果に対する質問および異議については、一切受け付けない。

イ. 失格事由応募者が次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ▶ 期日までに必要書類が提出されない場合
- ▶ 企画提案書等に故意による虚偽の記載があった場合
- ▶ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ▶ 審査に関し不誠実と選考委員会が認めた場合
- ▶ 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- ▶ 前各号に掲げるもののほか、応募者による法令違反の他、社会的失墜行為が確認され、選考委員会が不適切と認めた場合

ウ. その他

- ▶ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本町に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点となった応募者を選定事業者として決定する。
- ▶ 応募者がいない場合、本要領で定める条件に満たない応募者である場合等、選定事業者の決定が困難であると判断したときは、当該事業者を決定しない。決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

(8) 詳細協議と契約締結・事業開始

ア. 協議と契約の締結

- ▶ 審査の結果、選定事業者に決定した応募者と、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容を基本として仮契約を締結し、その後の業務について町と詳細協議を行うものとする。
- ▶ 前号の協議が整った場合は、設計および施工を一体とした本契約を締結するものとする。
- ▶ 協議が整わない場合又は協議の過程において失格事由に該当すると判断した場合は、当該協議を中止し、次点の応募者と協議を行うものとする。

- ▶ 設計・施工一括契約は、業務内容、契約金額および工程等の協議が整い次第締結するものとし、町議会の議決を要する場合は、その議決を経た上で本契約を締結するものとする。

イ. 契約条項等

- ▶ 本契約は、契約に関する規則、暴力団等の排除に関する要綱その他関係法令および規程の定めるところによる。

ウ. 契約書の作成費用

- ▶ 契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は、選定事業者の負担とする。

エ. その他

- ▶ 町は、契約を変更する必要がある場合は、選定事業者と協議の上、変更契約を締結し、空調設備等の整備完了後に完了検査を行い、当該設備に支障がないと認めるときは、その引渡しを受けるものとする。

第11条. 法令順守等

(1) プロポーザルの公正確保

- ア. 応募者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。
- イ. 応募者は、競争を制限する目的で、他の応募者と参加意思又は提案内容について協議してはならず、自らの意思により提案を行うものとする。
- ウ. 応募者は、結果公表までの間、他の応募者を詮索、又は情報を開示してはならない。
- エ. 町は、応募者に不適切な行為があった場合、公正な実施が困難であると認めるときは、当該応募者の参加を認めないこと、又はプロポーザルを延期若しくは中止することができるものとする。

第12条. 情報公開および提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。提出された提案書は、猪名川町情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

第13条. その他

(1) リスクに関する事項

本事業におけるリスクは、町と選定事業者が適切に分担するものとし、その内容および責任分担は、主要リスク分担表【別表 2】に定めるところによる。また、業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、町と選定事業者が誠意をもって協議するものとする。

(2) その他必要な事項

- (3) プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

【別表 1】

猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設					
学校名		住所		電話番号	2025/5/1 時点 児童生徒数(参考)
猪名川町立	いながわしょうがっこう 猪名川小学校	〒666-0243	かわべぐん いながわちょう かしう た あざ たに ばんち 川辺郡 猪名川町 柏梨田 字 イハノ谷 11番地	072-766-0014	296 人
	ようしんしょうがっこう 楊津小学校	〒666-0225	かわべぐん いながわちょう きづ あざ ちゃがいち ばんち 川辺郡 猪名川町 木津 字 茶垣内 11番地の 3	072-768-0010	45 人
	おおしましょうがっこう 大島小学校	〒666-0215	かわべぐん いながわちょう しま あざ かしま ばんち 川辺郡 猪名川町 島 字 賀島 5番地	072-769-0025	38 人
	まつおだいしょうがっこう 松尾台小学校	〒666-0261	かわべぐん いながわちょう まつおだい ちょうめ ばんち 川辺郡 猪名川町 松尾台 2丁目 3番地2	072-766-1766	235 人
	しろがねしょうがっこう 白金小学校	〒666-0257	かわべぐん いながわちょう しろがね ちょうめ ばんち 川辺郡 猪名川町 白金 2丁目 7番地	072-766-7188	397 人
	おかしょうがっこう つつじが丘小学校	〒666-0245	かわべぐん いながわちょう おか ちょうめ ばんち 川辺郡 猪名川町 つつじが丘 1丁目 45番地	072-766-6667	312 人
	いながわちゅうがっこう 猪名川中学校	〒666-0257	かわべぐん いながわちょう しろがね ちょうめ ばんち 川辺郡 猪名川町 白金 1丁目 65番地	072-766-4000	512 人
	せいりょうちゅうがっこう 清陵中学校	〒666-0242	かわべぐん いながわちょう はら あざ おぼなが お ばんち 川辺郡 猪名川町 原 字 尾鼻ヶ尾 747番地	072-766-0016	323 人

【別表 2】主要リスク分担表

○:主たるリスク負担者 △:従たるリスク負担者

リスクの種類		No.	内 容	負担者	
				町	事業者
実施要綱等		1	実施要領等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記 4、5 以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	9	政策変更(事業の取りやめ、学校統廃合、その他)等による事業への影響	○	
社 会	住民対応	10	空調設備の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境	12	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、周期、有害物質の排出など)に関する対応		○
	第三者賠償	13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力		15	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害および戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの	○ ※1	
経 済	資金調達	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	17	設計・設置段階の物価変更 (空調設備も整備費に関するもの)		○

リスクの種類		No.	内 容	負担者	
				町	事業者
測量・調査		18	町が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計 画	設 計	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	22	町の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工 事	工事費増加	23	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24	町の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		26	町の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
施工監理		27	施工監理の不備により、工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○
要求性能		28	工事完了後、町が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○
技術進捗		29	計画・設置段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○

※1 不可抗力事由により、町に追加費用その他損害が発生した場合、町は事業者に損害賠償を行わない。